

定 款

一般社団法人 日本プラスチック機械工業会

一般社団法人 日本プラスチック機械工業会 定款

前 文

当法人（以下「本会」という。）は、東京都新宿区四谷2-11-15 日本プラスチック機械工業会の事業を承継し、一般社団法人日本プラスチック機械工業会として設立するものである。

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、一般社団法人日本プラスチック機械工業会と称し、英文では、Japan Plastics Machinery Association（略称：JPM）と表示する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本会は、理事会の決議を得て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、プラスチック成形関連機械・装置・システム等（以下「プラスチック機械」という。）に関する施策の立案及び推進等を行うことにより、プラスチック機械産業及び関連産業の健全な発達を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）プラスチック機械の生産の増進及び改善に関する施策の立案及び推進
- （2）プラスチック機械の流通及び消費の増進及び改善に関する施策の立案及び推進
- （3）プラスチック機械の貿易の振興に関する施策の立案及び推進
- （4）プラスチック機械の研究開発の推進並びに技術の向上、標準化、安全化等に関する施策の立案及び推進
- （5）プラスチック機械に関する内外関係機関等との交流及び協力
- （6）プラスチック機械の国際協力に関する施策の立案及び推進
- （7）研究会、講演会、見学会及び見本市の開催
- （8）会員相互の親睦及び交流
- （9）前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（会員の種別）

第5条 本会の会員は、正会員、賛助会員及び特別会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、本会の目的及び事業に賛同する次に掲げる日本国内の法人とする。

- （1）プラスチック機械の製造を営む法人
- （2）プラスチック機械の販売を営む法人
- （3）プラスチックに関連した事業を営む法人

- 3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の事業に賛同し、その事業に協力しようとする日本国内の法人とする。
- 4 特別会員は、学識経験者または功労者で、理事会が推薦したものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

- 2 正会員は、本会に対してその権利を行使する代表者1名（以下「会員代表者」という。）を定め、別に定める届出書を提出しなければならない。
- 3 正会員は、会員代表者を変更した場合には、速やかに別に定める変更届出書を提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に必要な費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 解散したとき。
- (4) 破産法に基づく破産手続開始の申立があったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金等は返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 総会においては、第15条第3項の書面に記載した目的たる事項以外の事項は、決議することができない。ただし、一般法人法第49条第3項ただし書の場合は除く。

(開催)

- 第14条 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により理事がこれを招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集通知は、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、2週間前までに発するものとする。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

- 第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から当該総会において議長により選出された議事録署名人1人が署名又は記名押印をする。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。
- 4 専務理事を常勤の理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、次に掲げる者のうちから総会の決議によって選任する。ただし、特に必要であると認められた場合は、理事1名、監事1名を限度として、次に掲げる者以外から選任することができる。

- (1) 正会員の会員代表者
- (2) 正会員の役員又は役員に準ずる役職にある者
- 2 補欠として又は増員により理事又は監事を選任する場合も、前項と同様とする。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 前項の報告をするため必要があるときには、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- 7 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、この定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 2 前項において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び第23条第1項各号に掲げる者以外から選任された理事又は監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬として支給す

ることができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事の利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第30条 本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第101条に規定する場合において、必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は会長が招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び同第5号により監事が招集する場合は、この限りでない。

- 2 会長は、前条第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請

求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは出席理事全員）及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画、収支予算については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 本会は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第46条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の下に部会及び委員会（以下、「部会等」という。）を設けることができる。

2 部会等は、その目的とする事項について、調査、研究又は審議する。

3 部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別途定める。

第10章 事務局

(事務局)

第47条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

第11章 公告の方法

(公告)

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(実施細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別

